

あけまして
おめでとう
ございます

本年もよろしくお願ひします♪

本年、第1号原稿です。

この原稿は現在奈良市内で病院の相談員として勤務する方からの寄稿です。

相談援助職の思い込みが支援の対象に不利益を与えるかもしれないという「気づき」です。



思い込みの恐ろしさを知る

私は病院で相談員をしています。生活保護の申請や、生活保護利用中の方の相談を受けることもあります。役場の担当者の言うことと、生活保護手帳を見比べながら、相談をすすめるように心がけています。分からないことがあれば、役場の担当者に聞く、生活保護手帳を見る、それでもよく分からない、、、それが「生活扶助」の項目にある「家族介護加算」と「重度障がい者加算」でした。

先日、京都府で30年以上生活保護のケースワーカーをしている方とお話する機会があり、「重度障がい者加算」のことを教えていただきました。

生活保護手帳には、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く)については、別に14,580円を算定するものとする」と書かれています。

特別児童扶養手当は20歳以上になれば特別障がい者手当になる、と私は思っていて、ここでいう「特別児童扶養手当等の支給に・・・定める程度の障害の状態」というのは、特別障がい者手当の支給基準と同じだと思っていました。生活保護手帳にはそのようなことは書かれておらず、別表に特別児童扶養手当の支給の程度基準まで添付されているのに、すっかり勘違いしていました。

役場の職員は、「その加算は難しいですよ・・・」と話していました。なんだか、すっきりしなかったところに、スペシャリストである0さんに出会って教えてもらうことができました。0さんは、重度障がい者加算は、特別障がい者手当とは関係ない、その人が持っている障がい者手帳の中身で判断する、身体障がい者障がい程度等級表と特別児童扶養手当の別表と見比べて当てはまれば自動的に認定されて支給されるものですよ、と教えてくださいました。0さんの言うことは生活保護手帳に書かれていることそのままでしたが、私にとっては全く新しい話でした。

私は何度か重度障がい者加算の頁を読んでいたのですが、前述のような思い込みがあったので文面通りに読むことができていなかったのです。0さんの話を聞いて改めて同じ頁を読むと、今までと違う内容で理解できました。思い込みがあると、同じ文章が違って見える、間違った知識や偏見があると素直に文章を読むことができないんだ・・・とびっくりしました。自治体の担当課などが正しい知識を教えてくれるとは限らない、通知や文章の意味を正確にとらえることができるのは大切なスキルです。

いつもと同じメンバーで話していたら分からないこと、新しい人から聞くと分かることがあります。自分ひとりで考えることも大切だけど、思い込みもあるかもしれない、正しい知識を得るためには、いつもと違う人の意見を傾聴し、学習することが大切だなあと思いました。偏見や思い込みがあると、文章も風景も曲がって見えてしまう、ということに驚きを持って発見しました。いくつになっても新しい発見があるものですね、、、。

2019年元旦 A.Y



有限会社 おとくに福祉研究所



きょうと福祉倶楽部

〒617-0824
長岡京市天神4丁目7-12 ハイツ東
台101号
TEL 075-958-2560
FAX 075-957-2808
E-mail info@fukushi-club.com